



栃木県公報

平成27年
12月28日(月)
号外
第78号

目次

規 則

○栃木県県税条例施行規則の一部改正	1
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正	7
○栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部改正	8
○とちぎ生きがいきづくりセンター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正	8
○栃木県財務規則の一部改正	11
教育委員会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正	11
選挙管理委員会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正	11
人事委員会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正	12
監査委員	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正	12
公安委員会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正	12
企業局	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正	12
警察本部	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正	13
労働委員会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正	13
収用委員会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正	13
内水面漁場管理委員会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正	14

規 則

栃木県規則第四十八号

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県税条例施行規則（平成十七年栃木県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（換価の猶予をする金額の限度額）

第十条 条例第十七条の四第一項の規則で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額とする。

- 一 納付し、又は納入すべき徴収金の額

二 知事が法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予をしようとする日の前日において当該換価の猶予を受けようとする者が有する現金、預貯金その他換価の容易な財産の価額に相当する金額から次に掲げるその者の区分に応じ、それぞれ次に定める額を控除した残額

イ 法人 その事業の継続のために当面必要な運転資金の額

ロ 個人 その者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）の生活の維持のために通常必要とされる費用に相当する金額（その者が負担すべきものに限る。）並びにその者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額

2 前項の規定は、条例第十七条の五第二項の規則で定める額について準用する。この場合において、前項第二号中「第十五条の五第一項」とあるのは、「第十五条の六第一項」と読み替えるものとする。

第二十四条の表二十三の項中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同表二十四の項中「第十五条の二第二項」を「第十五条の二の三第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

二十四の二 換価の猶予申請書（法第十五条の六第一項の規定による申請書）	別記様式第二十四号の二
二十四の三 換価の猶予期間延長申請書（法第十五条の六第三項において準用する法第十五条第四項の規定による申請書）	別記様式第二十四号の三

第二十四条の表三十八の項及び三十九の項を次のように改める。

三十八及び三十九 削除	
-------------	--

別記様式第二十四号の次に次の二様式を加える。

別記様式第24号の2 (第24条関係)

換価の猶予申請書

年 月 日

栃木県 県税事務所長
又は栃木県自動車税事務所長 様

納税者又は特別徴収義務者
住所
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊤
個人番号 (法人にあっては、法人番号)

次のとおり換価の猶予を受けたいので申請します。

納付 (納入) すべき金額	年度	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	計	備 考	
			・	・	円	円	円	円	円	
			・	・						
			・	・						
			・	・						
計										

上記金額のうち換価の猶予を受けようとする金額									
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

一時に納付 (納入) することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細	
---	--

納付 (納入) 計画	年 月 日	納付 (納入) 金額	年 月 日	納付 (納入) 金額	年 月 日	納付 (納入) 金額
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円

猶 予 期 間	
---------	--

担 保	<input type="checkbox"/> 有	換価の猶予を受けようとする金額に相当する担保物	担 保 の 種 類		数	量	価 格	所 在 場 所 の 明 細
			保証人の保証	保証人				
					住所		氏名 (名称)	
	<input type="checkbox"/> 無	担保の提供をすることのできない特別の理由						

別記様式第24号の3 (第24条関係)

換価の猶予期間延長申請書

年 月 日

栃木県 県税事務所長 様
又は栃木県自動車税事務所長

納税者又は特別徴収義務者
住所
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊞
個人番号 (法人にあっては、法人番号)

年 月 日 第 号で換価の猶予を受けた徴収金について、次のとおり猶予期間の延長を受けたいので申請します。

	年度	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	計	備考
既に換価の猶予を受けていた金額 ①			・	円	円	円	円	円	
			・						
	計								
上記のうち既に納付(納入)した金額 ②			・	円	円	円	円	円	
			・						
	計								
延長を受けようとする金額 ①-②									

一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

納付(納入)計画	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額
			円		円	
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円

猶 予 延 長 期 間		担 保 の 種 類 数 量 価 格 所 在 場 所 の 明 細					
担 保	<input type="checkbox"/> 有	換価の猶予の期間の延長を受けようとする金額に相当する担保物	担保の種類		数量	価格	所在場所の明細
	保証人の保証		保証人				
	<input type="checkbox"/> 無	担保の提供をすることのできない特別の理由					

別記様式第三十八号及び別記様式第三十九号を次のように改める。

別記様式第38号及び別記様式第39号 削除

別記様式第五十号を次のように改める。

別記様式第50号 (第24条関係)

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書

第 年 月 日 号

納税者
住所
名称 様

栃木県 県税事務所長 印
したので、地方税法第55条第4項、第72条の

法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税について、次のとおり
42、第72条の46第5項、第72条の47第4項の規定により通知します。
よって、この通知により納付すべき額を下記の納期限までに納付書によって納付してください。

(事業税・地方法人特別税)

(県民税)

摘 要		課税標準額	税率	税 額	県 税	課税番号
所得割	所得金額総額				事業(連結事業)年度	
	年 万円以下の金額					
	年 万円超 万円以下				摘 要	税 額
	年 万円を超える金額					
軽減税率不適用法人の金額				法	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	
付加価値割	付加価値額総額				人	本県分の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(7)
	付加価値額					法人税割額((ア)×%)
資本割	資本金等の額総額				税	外国の法人税等額の控除額
	資本金等の額					仮装経理に基づく控除額
収入割	収入金額総額				割	利子割額控除額
	収入金額					差引法人税割額
合 計 事 業 税 額					額	既に納付の確定した当期分の法人税割額
平成 27 年改正法附則第 8 条又は第 9 条の控除額						租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
仮装経理に基づく事業税額の控除額					均 等 割 額	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額
既に納付の確定した当期分の事業税額						納付法人税割額 ①
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					額	算定期間中において事務所等を有していた月数 (イ) 月
納 付 事 業 税 額						円×(イ)÷12
摘 要					額	既に納付の確定した当期分の均等割額
課税標準額						納付均等割額 ②
地方法人特別税	所得割に係る額				納付県民税額(①+②)	
	収入割に係る額				利 子 割 額	
合 計 地 方 法 人 特 別 税 額					子 割 額	控 除 し た 額
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額						控除しきれなかった額
既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額					額	既に還付を請求した利子割額
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額						既還付請求利子割額が過大である場合の納付額
納 付 地 方 法 人 特 別 税 額					この通知書により還付する利子割額	
加算金	摘 要		加算金の基礎となる税額	割合	加算金額	申告書提出期限
	過少申告加算金 不申告加算金	(通常分)				申告書提出日
		(加算分)				法人税処理日
		(計)				修正申告年月日
重 加 算 金					納 期 限	
分割基準	事 業 税				県 民 税	納 付 場 所
	区 分					
	本 県 分					
総 数						
更正等の理由						

この欄には、「この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること。

別記様式第五十一号中

「	資本金の額 又は出資金の額			」	を
「	資本金の額 又は出資金の額			」	に
	資本金の額及び資本 準備金の額の合算額			」	

改める。

別記様式第五十五号裏面中

「	公社債利子	を	「	特定公社債以外の 公社債の利子	」	に	「	公社債投資信託の 収益の分配	」	を		
「	公社債投資信託のうち公募公社債 投資信託以外収益の分配	」	に									
「	8	公募公社債等運用投資 信託の収益の分配	1(当店) 2(他店)				郵便番号 電話番号				」	を
「	9	国外公社債等の利子等	1(当店) 2(他店)				郵便番号 電話番号				」	
「	8	国外一般公社債等 の利子等	1(当店) 2(他店)				郵便番号 電話番号				」	

に「10」を「9」に、「11」を「10」に

「	12	社債的受益証券の 収益の分配	」	を
---	----	-------------------	---	---

「11」を「10」に、「13」を「12」に、「14」を「13」に、「15」を「14」に、「16」を「15」に、「17」を「16」に、「18」を「17」に、「19」を「18」に、「20」を「19」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別記様式第五十号、別記様式第五十一号及び別記様式第五十五号の改正規定は、同年一月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の栃木県県税条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(税務課)

栃木県規則第四十九号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年栃木県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(情報システム課)

栃木県規則第五十号

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成十一年栃木県規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一・一「シクロロエチレン」の項中「〇・〇ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表ふつ素の項中「規格三十四・一に」を「規格三十四・一若しくは三十四・四に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(廃棄物対策課)

栃木県規則第五十一号

とちぎ生きがいつくりセンター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

とちぎ生きがいつくりセンター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

とちぎ生きがいつくりセンター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成九年栃木県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十五条とし、第十二条の二を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「別記様式第四号」を「別記様式第六号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

第十一条 前条の規定にかかわらず、テニスコートを使用しようとする者は、とちぎ生きがいつくりセンターに備え置くテニスコート使用簿（別記様式第四号）に必要事項を記入して、テニスコート使用券（別記様式第五号）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定によりテニスコート使用券の交付を受けた者は、テニスコートの使用について、前条第一項の許可を受けたものとみなす。

別記様式第四号中「(密ニ糞ニ係)

別記様式第三号の次に次の二様式を加える。

別記様式第4号 (第11条関係)

テニスコート使用簿

使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午前 午前 時から 時まで 計 時間 午後 午後
使 用 者 氏 名	
使 用 者 住 所	
使用者電話番号	
使用予定者数	人
テニスコートの区分	
そ の 他	

別記様式第5号（第11条関係）

テニスコート使用券					
使	用	日	年	月	日（曜日）
使	用	時	間	午前	午後
				午前	午後
			時から	時まで	計
					時間
テニスコートの区分					

備考 縦6cm×横12cm

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(高齢対策課)

栃木県規則第五十二号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則（平成七年栃木県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第二項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。）において払込みを必要とする経費

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計局会計管理課)

教 育 委 員 会

栃木県教育委員会規則第二十二号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県教育委員会

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年栃木県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(総務課)

選 挙 管 理 委 員 会

栃木県選挙管理委員会告示第七十号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒夫

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成十六年栃木県選挙管理委員会告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

人事委員会

栃木県人事委員会規則第二十号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年栃木県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

監査委員会

栃木県監査委員会告示第十四号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県監査委員会

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成十六年栃木県監査委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

公安委員会

栃木県公安委員会規則第十七号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年栃木県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

企業局

栃木県公営企業管理規程第七号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成十六年栃木県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経営企画課）

警 察 本 部

栃木県警察本部告示第三号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県警察本部長 松岡 亮介

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成十六年栃木県警察本部告示第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

労 働 委 員 会

栃木県労働委員会告示第三号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県労働委員会会長 白井 裕己

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成十六年栃木県地方労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

収 用 委 員 会

栃木県収用委員会規則第二号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県収用委員会会長 竹澤 一郎

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年栃木県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第三号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 橋 本 俊 一

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成十六年栃木県内水面漁場管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。